

無災害記録証授与に係る概要

太田労働基準監督署（署長 岩間祐央）では、令和8年9月1日に、厚生労働省労働基準局長より無災害記録証を授与された管内の事業場に対して、無災害記録証の伝達交付式を行いました。

この度、無災害記録証を授与された事業場は次のとおりです。

【事業場名】 日本発条株式会社 群馬工場

【記録の種類】 第1種

【記録時間】 390万時間

【ホームページURL】 <https://www.nhkspg.co.jp/>



記録証を授与される日本発条株式会社 群馬工場 総務課係長 福田匠 様（左）



写真左から 日本発条株式会社 群馬工場 総務課係長 福田匠 様
太田労働基準監督署長 岩間祐央

※ 厚生労働省では、一定の期間において労働災害を発生させることのなかった事業場に対して、無災害記録証を授与しております。これは「無災害記録証授与内規」に基づいて、無災害であった労働時間数に応じて、第1種から第5種までの5段階の無災害記録証を授与する制度で、事業場からの申請に基づいて、厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証を授与するものです。

なお、記録証授与にあたっての申請については、労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。